

# 第4章

計画の着実な推進に向けて



のっぺ

市は、市民や関係者等と連携・協働して、本計画を推進します。



## 4-1 計画の推進体制

### 4-1-1 新潟市食育推進会議

平成18年7月に設置した食に関連する団体や有識者などで構成する新潟市食育推進会議を中心に食育推進計画の進行管理を行います。

### 4-1-2 新潟市食育推進会議を核とした推進体制

食育は幅広い分野に関わることから、多様な関係者、関係団体が連携し、一体的に計画に取り組むことが必要となります。このため、新潟市食育推進会議を核としてネットワークを拡大し、情報の整理、共有化を図ります。

また、多様な関係者、関係団体が、食育に関する情報・意見交換を行うとともに、それぞれの関係者等の役割に応じた取組やそれぞれの関係者等が連携・協働した取組を促進します。

### 4-1-3 市の推進体制

庁内の関係部局が横断的に連携して食育に取り組むため、食育推進のための連絡調整会議を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進します。



新潟市食育推進会議



## 4-2 市民及び関係者の役割・責務

### 4-2-1 市民

食に関する知識を深めるとともに、家庭、学校、保育所、地域、職場その他社会のあらゆる分野において、自ら生涯にわたり健全な食生活を実践し、食育の推進に寄与するよう努めるものとします。

保護者としての立場では、家庭が食育において重要な役割を有しているという認識を一層深め、特に子どもの望ましい食習慣の確立等に積極的に取組むよう努めるものとします。

### 4-2-2 教育関係者等

教育に関する職務に従事する者、関係機関及び関係団体は、あらゆる機会やあらゆる場所を利用して、教育の分野において、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

### 4-2-3 保健医療関係者等

保健、医療、保育及び介護その他の社会福祉に関する職務に従事する者や、関係機関並びに関係団体は、あらゆる機会やあらゆる場所を利用して、保健医療等に関する分野において、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

### 4-2-4 農林漁業者等

農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、安心・安全な食料の供給の重要性を認識し、農林漁業に関する様々な体験活動の機会を提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解を深めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

### 4-2-5 食品関連事業者等

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体は、食に関する幅広い情報の開示及び体験機会の提供等食品関連事業の活動を実施するにあたって、自主的、積極的に食育を推進するとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとします。

### 4-2-6 市（行政）

市民、学校・保育所等その他の関係団体等との連携のもと、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市民一人ひとりが食に関する様々な知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むために、「食」の大切さについての意識を高め、食育が市民運動として取組まれるよう機運の醸成を図ります。

また、国、県とも、必要に応じて協力しながら食育の推進に努めます。



## 4-3 計画の管理・公表

### 4-3-1 計画の進行管理

本計画の進行にあたっては、施策を効果的・効率的に推進し事業等の達成状況を客観的に把握・評価するため、新潟市食育推進会議が中心となって、進捗状況の評価を行います。

### 4-3-2 公表

本計画の進捗状況や施策の実施状況については、報告書を作成し、毎年度公表します。

### 4-3-3 計画の見直し

本計画の目標年次である平成23年度までに、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により本計画の見直しが必要な場合、新潟市食育推進会議の意見を踏まえ、必要な措置を講じます。

## 参考

## 関係者の役割（食育推進の場所別一覧）

関係者 (立場)		場所 (対象)		家庭	学校 保育所等	地域 職場
				(あらゆる世代)	(子ども)	(あらゆる世代)
市民	消費者			・健全な食生活の実践	・知識の習得 ・行事等への参加，協力	・スーパーマーケットや飲食店，職場等における食生活改善の実践 ・地域の食育推進活動への参加
教育関係者	(教育者)			・給食だよりや試食会等を通じた家庭への食育の普及 ・保護者との連携	・あらゆる機会を捉えた食に関する指導内容の充実 ・生きた教材としての学校給食の活用 ・関係者との連携強化	・地域コミュニティ協議会等との連携，協力
保健医療関係者				・一人暮らしの高齢者や介護が必要な障がい者等，個々の状況に応じた食事指導が必要な人に対する適切な栄養指導等	・教育関係者の取組に対する保健医療の視点からの支援	・医療機関や職場等の健康診断等における適切な食事指導 ・保健医療福祉施設等における食育の普及啓発
農林漁業者	生産者				・農林漁業体験機会の提供 ・学校給食等における食材の提供 ・子どもたちとの積極的交流 ・教育関係者等の取組への協力	・農林漁業体験機会の提供 ・消費者との積極的交流 ・地産地消促進のための協力 ・関係者との連携強化
食品連事業者					・食品の製造，加工，流通，食事の提供等に関する様々な体験機会の提供 ・教育関係者等の取組への協力	・スーパーマーケット，飲食店等における食品に関する幅広い情報の提供 ・食品の製造，加工，流通，食事の提供等に関する様々な体験機会の提供 ・自らの事業における地産地消促進と，他者の取組への協力 ・関係者との連携強化
市	行政			・家庭における健全な食生活を実践するために必要な適切な情報の提供 ・男女共同参画の視点を踏まえた食育の普及啓発	・学校における食育を推進するために必要な支援	・市民による食育推進運動を展開するために必要な支援

※その他の関係者の期待される役割

事業者	消費者	(・社員の家庭での食生活への配慮)	(・教育関係者等の取組への協力)	・職場の食堂等における食育の普及啓発（食堂経営者等との協力） ・職場の健康診断時における食生活改善のための食事指導等（実施機関等との協力）
マスメディア	中立	・食品の安全性，栄養，その他市民の食の選択に資する正しい情報の提供 ・様々な食育推進の取組に関する情報の発信（自発的または市，関係者からの情報提供に基づくもの）		

※その他の関係者とは、食育推進の主體的な役割を担うとして条例上に挙げられた関係者以外で、食育を効果的に推進する上で、大きな影響力をもつと思われる者であり、その役割については、強要するものではない。